

幾世橋地域計画だより

令和6年11月 第2号
浪江町役場・農業委員会
幾世橋行政区

日頃から幾世橋地区の取り組みにご協力いただきありがとうございます。

国では担い手の高齢化等による不耕作農地解消のため、令和6年度までに「誰が、どこで営農していくか」を定める地域計画を全国各地で定めるよう取り組んでいます。当地区でも、地域計画の策定に合わせ震災後の営農再開に向けた検討を進めています。

震災前の幾世橋地区は、約216ヘクタール(田161ha、畑55ha)の農地があり、85軒の農家のうち51軒の農家が水稻を出荷販売していました。それ以外の水田でも管理水田として、また畑地を含め実り豊かな地域でした。



震災前の姿を取り戻すため、町内の各地区で復興組合が設立され、幾世橋地区でも39軒の農家により平成27年から農地の保全管理を進めてきました。

平成30年には「**緑ある 豊かな農地を次世代へ**」を地域のスローガンとして掲げ、営農再開ビジョンとしてまとめました。

これまで地域での話し合いを何回も行い、営農再開について検討してきましたが、まだ避難先から戻られない農家も多く、限られた農家で効率的にかつ意欲的に取り組めるよう、担い手ごとに農地の集約化や圃場整備も検討してきました。

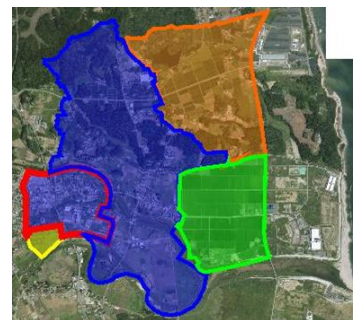
樹木が植わって大きくなってしまった農地や農家屋敷周りの内畑、排水など営農条件の悪い農地などもあることから、すべての農地で担い手を決めることはできませんでしたが、震災前の営農風景を取り戻すためには、さらに不耕作農地がなくなるよう検討する必要があります。

今後担い手の決まった農地は、農地バンク(福島県農業振興公社)が仲介して農地の貸し借りを行っていくこととなりますが、農地所有者の皆様には、今後当地区で営農を行っていく担い手の取り組みにご理解とご支援をお願いいたします。

令和6年11月 幾世橋行政区

これまでの検討経緯

- 令和5年6月 地域計画策定範囲内の決定
 - ・地域計画は「幾世橋エリア(青色)」「北棚塩エリア(オレンジ色)」「南棚塩エリア(緑色)」ごとに検討を進めていくことになりました。
 - ・幾世橋地区は用途区域(赤線)も担い手の検討を行っていきませんが、地域計画は用途区域は除くことから位置づけは行わないこととなりました。



- 現在、担い手として幾世橋共同ファーム、アンベファーム、個人の担い手の方々などが担い手候補として地図に黄色で色塗りされています。

地域計画策定範囲内の農地	約107ヘクタール
うち担い手候補のある農地	約 52ヘクタール
うち担い手のいない農地	約 55ヘクタール

今後の取り組み

まだ半分の農地で担い手が決まっています。特に内畑や営農環境の悪く担い手が見つからなかった農地について、再度地権者の皆様の意向を確認し、使いにくい圃場の条件を改善できないかなど荒れ地とならないよう検討していきます。

今回は特に担い手の見つかっていない請戸川より北側の農地を中心に意向確認を行います。届いた方は回答よろしくお願いします。

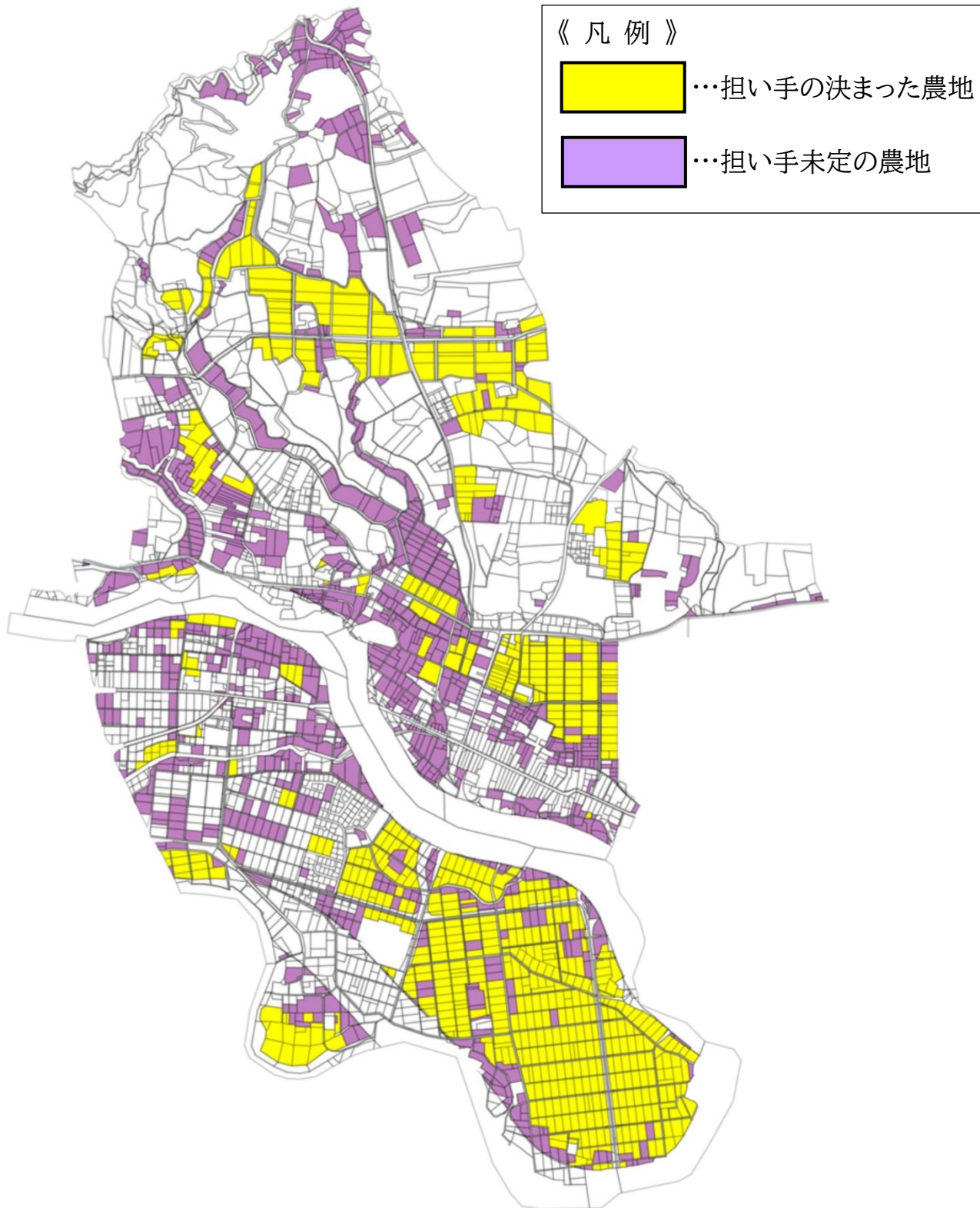
担い手の決まらなかった農地については農地所有者の管理となります。ご自身で草刈りや耕作できない場合には、他者に作業を委託、依頼するなど、周辺の営農している農地に影響がないようお願いします。

(参考として農業委員会の「標準農業労働賃金協定表」を同封しました。)

幾世橋復興組合では、これまで補助金を活用し皆さんの農地の保全管理(草刈り等)を行ってきましたが、6年度で補助は終了となります。

遠隔地等でご自身で草刈り等の管理が出来ない場合には、幾世橋復興組合(池田組合長:090-8788-8153)までご相談ください。管理費をご負担いただきますが、復興組合で対応できるか検討します。

幾世橋地区担い手検討状況図（令和 6 年 8 月現在）



農地バンクについて

<農地バンクについて>

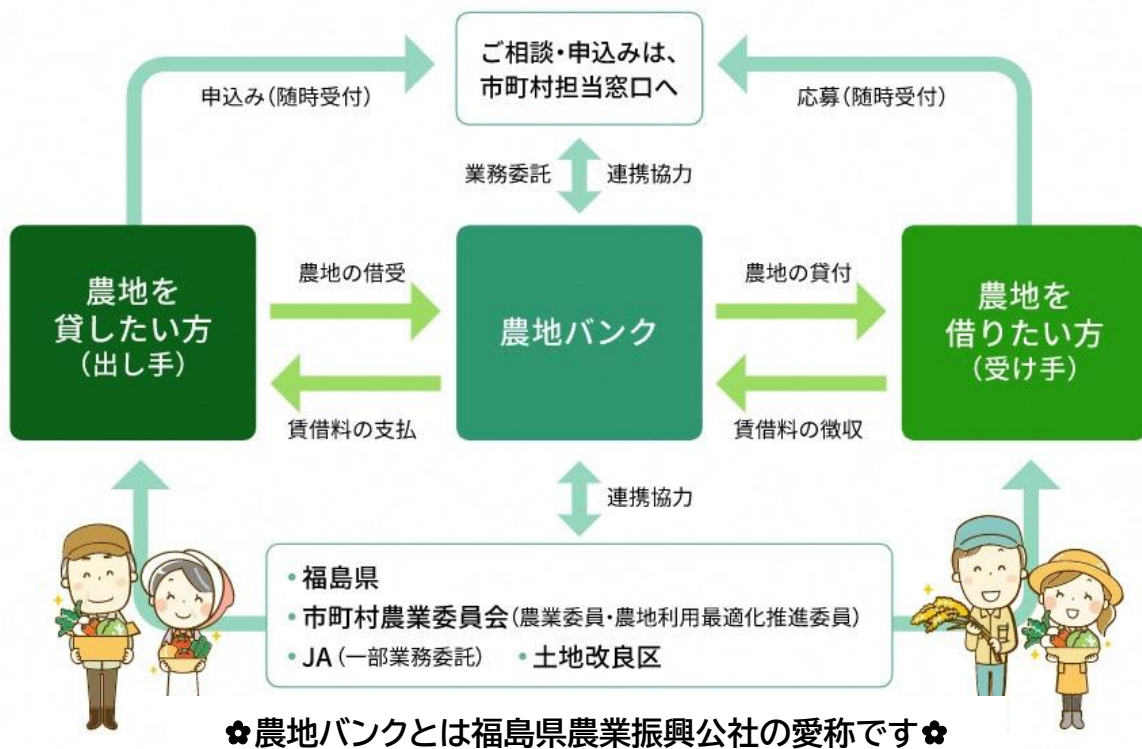
- ▶「地域計画」等の話合いに基づき、担い手が決まっている農地について『農地バンクが農地所有者から農地を借受け、担い手農家へ貸付ける』ものです。

<対象となる区域について>

- ▶農振農用地、及び避難解除等区域が事業対象区域です。

<農地バンクのしくみ>

- ▶農地の貸し借りの複雑な手続き・賃借料の徴収と支払等を担います。



❖ 浪江町役場 農林水産課農政係

☎0240-34-0245

❖ 浪江町農業委員会事務局

☎0240-23-5706

❖ 福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎0240-34-0246



❖ お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい ❖